

# いじめ防止基本方針

いわき市立永崎小学校

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等該当児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響をあえる行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを定義とする。

（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校・学級でも起こりうるものということを踏まえ、すべての児童生徒に対し、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に、全教職員が組織的に迅速に取り組むようとする。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ対策委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、各担任からなる、いじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

### (2) 職員打合せでの情報交換および共通理解

毎週月曜日に、全教職員で各学級において指導に配慮が必要な児童について、その現状や指導・支援等についての情報交換・共通理解を図る。

## 3 いじめ防止のための取組み

### (1) 学級経営の充実

- 「困りごと調べ」「Hyper-QU」「児童生徒の心の健康に関する調査（心のサポートアドバイスシート）」等の結果から、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営を行うことができるようとする。
- 児童一人ひとりが所属意識をもって学校生活を送ることができるように、学級経営を工夫・改善するとともに、個に応じた指導・支援に努める。
- 分かる・できる授業を行うことで、児童一人ひとりに成就感や充実感をもたせ、学校が楽しいと感じることができるように努める。

### (2) 道徳教育の充実

- 重点目標を「思いやりの心をもち、助け合って生活する」とし、道徳の時間をおいて、学校教育のあらゆる場面で、児童一人ひとりに「思いやりの心」が育つよう努める。

### (3) 児童会活動等での取組み

- 朝のあいさつ運動を児童会を中心に行い、明るく元気に朝がスタートできるようにさせる。
- 児童会が中心となり、集会活動等における、異学年間の交流、友だちとの協力や協調を通して、人との関わり方について身に付けさせる。
- 児童会中心にいじめ防止に関する実践事項を考えさせ、取り組ませる。

### (4) 相談体制の整備

- 「困りごと調べ」実施後に教育相談を行い、児童一人ひとりの理解に努める。
- スクールカウンセラーと関わったり、相談したりできる時間を設定し、教育相談の充実させる。
- 「児童生徒の心の健康に関する調査（心のサポートアドバイスシート）」の結果についてその考察や対応策を考える等の校内研修を行うようとする。

### (5) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- 全校児童のインターネット、携帯電話（スマートホン含む）、通信機能付きゲーム機等に関する使用状況調査を行い、現状把握に努める。
- 情報モラルについて、情報教育と関連させながら意図的計画的に指導する。

### (6) 学校相互の連携及び協力

- 学区内を中心とする、中学校や保育所等との情報交換を行う。

#### 4 いじめ早期発見のための取組み

- (1) 担任の日常観察の徹底
  - いじめやいじめにつながるような児童の行為を見逃さない。
- (2) 児童の話に耳を傾ける
  - いじめやいじめにつながるような情報は、些細なことでも児童の話に耳を傾け聞く姿勢をとる。
- (3) 「困りごと調べ」の実施
  - 毎学期1回、「困りごと調べ」を実施する。その結果をもとに一人ひとりの児童と直接話し合う機会を設ける。
- (4) 保護者との連携
  - 保護者からの必要な情報を迅速に得ることができるように、日頃からの信頼関係を築くよう努める。
  - 家庭訪問、懇談、面談での相談には、誠実な対応に努める。
- (5) 養護教諭やスクールカウンセラーとの連携
  - 養護教諭やスクールカウンセラーは、いじめやいじめにつながるような情報について、積極的に担任へ知らせる。

#### 5 いじめに対する早期対応

- (1) 管理職への報告
  - いじめに関することは、些細なことでも速やかに管理職へ報告する。
- (2) いじめの事実確認
  - 関係する児童、保護者等から、いじめの事実を迅速に把握する。
- (3) いじめ対策委員会の開催
  - いじめの事実を把握後、いじめ対策委員会を開催し、情報の共有化を図り、いじめの状況と対応について協議する。
- (4) いじめへの対応
  - いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童や保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を組織的に継続的に行う。
  - いじめを受けた児童が安心して学校生活を送ることできるように、一時的な措置を含め、教職員が連携・協力しながら対応にあたる。
  - いじめに関する情報を関係する保護者に提供するとともに、今後の対応策についても説明する。
- (5) 関係機関への報告および連携
  - 犯罪行為およびその可能性のあるいじめについては、教育委員会、警察署、児童相談所等の関係機関と連携して対処する。

#### 6 いじめに対する措置

- (1) 基本的な考え方
  - ① 基本的な考え方
    - ・ いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに管理職に報告し、組織的に対応する。
    - ・ 被害児童を守り通すとともに、加害児童を毅然とした態度で指導する。
    - ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。
  - ② いじめの発見・通報を受けたときの対応
    - ・ いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
    - ・ 児童や保護者から、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
    - ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
    - ・ 速やかにいじめの事実の確認をいじめ対策委員会により組織的に行う。
    - ・ 事実確認の結果は、校長が責任をもって、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
    - ・ いじめる児童に対して指導しているにもかかわらず、いじめが継続され、指導の効果が上がらない場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときには、所轄警察署と相談して対処する。

- ③ いじめられた児童又はその保護者への支援
  - ・ いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う場合は、いじめられた児童にも責任があるという考えはもたないようとする。
  - ・ 児童の個人情報の取扱い等のプライバシーには十分に留意して対応を行うようとする。
  - ・ いじめられた児童及び保護者に、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、教職員が協力して、いじめられた児童の安全を確保する。
  - ・ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言
  - ・ いじめがあつたことを確認した場合は、教職員は組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。さらに必要に応じて、心理や福祉の専門家等の外部の専門家の協力も得ながら組織的に取り組むようとする。
  - ・ いじめの事実を確認したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して対応できるよう保護者に協力を求めるようとする。
  - ・ いじめた児童の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるようとする。
  - ・ 教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう助長を促すようとする。
- ⑤ いじめが起きた集団への働きかけ
  - ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるようする。さらに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつようさせる。
  - ・ いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育てるようとする。
- ⑥ ネット上のいじめへの対応
  - ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、必要があれば速やかにプロバイダに対して削除を求めるようする。
  - ・ 必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求めるようする。

## 7 家庭や地域との連携

- (1) いじめ防止基本方針の周知
  - 学校基本方針等について、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるようする。
- (2) 家庭や地域との連携
  - 学校、PTA、学校評議員等がいじめ問題について、協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進するよう努める。

## 8 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
  - いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。(児童生徒が自殺を企画した場合等)
  - いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合等)
  - 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合。

(「いじめ防止対策推進法」より)
- (2) 重大事態への対処
  - 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
  - 教育委員会からの指示を受け、当該重大事態に対処する組織を設置する。
  - 調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - 調査結果については、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を適切に提供する。